

議案第 5 号

川崎市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市手数料条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 6 年 2 月 1 3 日提出

川崎市長 福 田 紀 彦

川崎市手数料条例の一部を改正する条例

川崎市手数料条例（昭和 2 5 年川崎市条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 9 7 号中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改め、同条第 2 4 6 号の次に次の 2 号を加える。

(246) の 2 建築基準法施行令（昭和 2 5 年政令第 3 3 8 号）第 1 3 7 条の 1 2 第 6 項の規定に基づく大規模の修繕又は大規模の模様替の認定の申請に対する審査 1 件につき 2 7, 0 0 0 円

(246) の 3 建築基準法施行令第 1 3 7 条の 1 2 第 7 項の規定に基づく大規模の修繕又は大規模の模様替の認定の申請に対する審査 1 件につき 2 7, 0 0 0 円

第 2 条第 2 4 7 号中「（昭和 2 5 年政令第 3 3 8 号）」を削り、同条第 2 6 8 号ア (i) 中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

参考資料

制 定 要 旨

建築基準法及び建築基準法施行令の一部改正に伴い、接道規制又は道路内建築制限に係る規定が適用されないこととされる既存不適格建築物において、大規模の修繕又は大規模の模様替を行う場合に、引き続き当該規定が適用されないこととするための認定の申請に係る手数料を新設すること等のため、この条例を制定するものである。